

# 市県民税のお知らせ

市県民税は、その年の1月1日現在に住んでいる市町村に納める税金です。前年(1~12月)の所得に対して課税されます。

●納付方法  
特別徴収↓給与または公的年金から引き落としにより納める方法  
普通徴収↓市役所から送られる納税通知書により納める方法

■こんな場合は課税されません

- 〈所得割・均等割がかからない〉  
次の①②いずれかに該当する人  
①1月1日現在で生活保護を受けている  
②昨年12月31日現在に障害者・未成年者・寡婦(夫)で、前年の合計所得金額が25万円以下(均等割がかからない)

額以下の人  
扶養親族がない場合↓32万円  
扶養親族がいる場合↓32万円×扶養親族数+50万9000円  
〈所得割がかからない〉  
前年の総所得金額等が次の金額以下の人

問▼市民税課  
(☎71)2214

扶養親族がない場合↓35万円  
扶養親族がいる場合↓35万円×扶養親族数+67万円  
※所得割↓所得に応じて計算する部分。  
均等割↓一律4500円。

## 軽減・免除

次の①~⑤の理由で税金の支払いが困難な場合は、市県民税が軽減・免除されます。

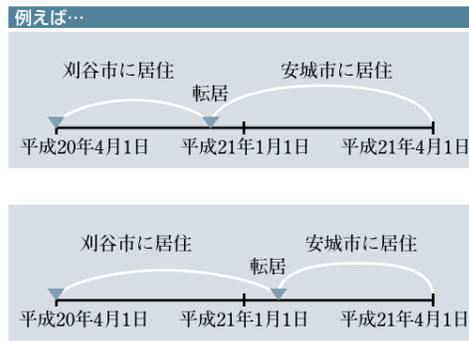
- ①1月2日以降に生活保護を受けた人
- ②1月2日以降に死亡した昨年中の合計所得金額が50万円以下の人(納税通知書は相続人に送付)
- ③1月1日現在は勤労学生で、昨年中の合計所得が65万円以下、そのうち不動産所得など自己の勤労によらない所得が10万円以下の人
- ④病気・けがにより今年中の所得が昨年中の所得の半分以下になると見込まれ、昨年中の合計所得金額が50万円以下で、

単身世帯または扶養親族がある人のうち、生活が困窮し、納税が困難な人  
⑤火災など災害により被害を受けた人

- 対象額 ①・②・③↓申請日以後の納期の市県民税額の全額  
④↓申請日以後の納期の市県民税額2分の1相当額 ⑤↓被害の状況に応じて定められた額
- 申請 市県民税減免申請書を、①~④↓各納期限(※)の7日前まで ⑤↓災害の日から30日以内に、市民税課へ  
※第1期↓6月30日(火)、第2期↓8月31日(月)、第3期↓11月2日(月)、第4期↓来年2月1日(月)。

Q 3月に刈谷市から安城市に引っ越してきたのですが、市県民税の納税通知書が刈谷市から送られてきました。なぜ安城市から納税通知書が送られてこないのですか？

A 市県民税は1月1日に住所のある市区町村で課税されます。



## 今年度の主な税制改正

### ■寄附金控除の改正

- 平成20年1月1日以降に支出した寄附金から適用になります。
- ①控除方式を所得控除から税額控除に変更 控除率↓10%
- ②控除対象限度額を総所得金額等の25%から30%に引き上げ
- ③適用下限額を10万円から5000円に引き下げ
- ④地方公共団体への寄附金(ふるさと納税制度)に対する寄附金控除を、次の③と⑥の合計額とし、市県民税の税額から控除
- ⑤(地方公共団体に対する寄附金15000円)×10%
- ⑥(地方公共団体に対する寄附金15000円)×(90%ー所得税算出時の税率)
- ※⑥は市県民税所得割(調整控除後)の額の10%を限度。
- ※対象寄附金は地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金と合わせて総所得金額等の30%を限度。

■あいち森と緑づくり税の導入  
個人県民税の均等割を1000円から15000円に変更します。これにより、市県民税の均等割は4000円から4500円

### ■公的年金からの特別徴収

- 市県民税が公的年金(国民年金法)に基づく老齢基礎年金等、以下「老齢等年金給付」から特別徴収されます。
- 対象 納税義務者のうち、昨年中に老齢等年金給付の支払いを受けていて、4月1日現在も支払いを受けている65歳以上の
- ※次の①②③の場合は対象外。  
①老齢等年金給付の年額が18万円未満  
②当該年度の特別徴収税額が老

### ■証券税制の改正

1月1日以降に個人株主が支

- ③1月2日以降に市外へ転出
- 老齢等年金給付から特別徴収する税額 市県民税額のうち、公的年金等に係る所得について算出した税額(以下「年金特別徴収税額」)。
- 徴収方法 開始年度↓年金特別徴収税額の半分を普通徴収(1期・2期)、残りの半分を10月・12月・翌年2月の年金から引き落とし 翌年度以降↓4月・6月・8月は前年12月と同額を、残りの年金特別徴収税額を10月・12月・翌年2月の年金から引き落とし

払いを受ける上場株式などの配当所得について、申告分離課税を選ぶことができます。また、総合課税を選択することで、配当控除の適用を受けられます。上場株式などの配当所得の申告分離課税を選択することで、上場株式などの譲渡損失と上場株式などの配当所得との損益通算が可能です(確定申告が必要)。また譲渡損失の繰り越しを確定申告している場合は、前年以前3年以内に生じた譲渡損失を上場株式などの配当所得から控除することができます。

## あいち森と緑づくり税

Q: あいち森と緑づくり税とは、どんな税金ですか?

A: 森林・里山林・都市の緑を整備・保全するための目的税です。

Q: どんなことに利用するのですか?

A: 次の活動などで利用します。

- 林業活動では整備が困難な森林での間伐作業
- 森林整備技術者の養成
- 公立小・中学校への県産材利用の機やいすの購入
- 県内での植樹活動



昨年11月15日池浦西公園での植樹祭